

伯耆町別所川溪流植物園ほか 1 施設
指定管理者募集要項

令和 8 年 1 0 月
伯耆町

伯耆町別所川溪流植物園ほか1施設指定管理者募集要項

伯耆町別所川溪流植物園及び伯耆町交流の森（以下「植物園ほか1施設」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うために指定管理者制度を導入していますが、現在の指定期間が令和9年3月31日で満了となるため、令和9年4月1日より施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

(1) 伯耆町別所川溪流植物園

名 称	伯耆町別所川溪流植物園
所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町小林518番地1ほか
敷地面積	約31,000㎡（うち溪流・護岸部分約8,000㎡）
建築面積	管理棟 72.87㎡ あずま屋 9.00㎡
開 設	平成12年5月
主な施設内容	植物園、管理棟（研修室、便所、倉庫）あずま屋、駐車場、遊歩道 砂防堰堤公園

(2) 伯耆町交流の森

名 称	伯耆町交流の森
所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町丸山1803番地232ほか
敷地面積	16,286㎡
開 設	平成12年7月
主な施設内容	遊具、張り芝等

2. 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 別所川溪流植物園の施設設備の維持管理及び運営に関する業務

伯耆町別所川溪流植物園条例（平成17年伯耆町条例第97号。以下「溪流植物園条例」という。）に基づく植物園の施設設備の維持管理及び運営に関する業務（利用者が快適かつ安全に植物園を利用できるようにするための施設設備の保守管理及び修繕、施設の清掃等）

イ 交流の森の施設設備の維持管理及び運営に関する業務

伯耆町交流の森条例（令和8年伯耆町条例第21号。以下「交流の森条例」という。）に基づく交流の森の施設設備の維持管理及び運営に関する業務（利用者が快適かつ安全に交流の森を利用できるようにするための施設設備の保守管理及び修繕、施設の清掃等）

ウ 植物園ほか1施設の利用の禁止及び利用制限に関する業務

溪流植物園条例及び交流の森条例に基づく利用の禁止及び施設からの退去命令

エ その他植物園ほか1施設の運営に関する業務

施設内の案内、衛生環境の確保、火災、盗難等の事故及び事件の防止措置、利用者へのサービス提供並びに施設の利用促進に関すること。

(2) 管理の基準

指定管理者が、次の基本方針及び基本的事項に基づき、植物園ほか1施設の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たり、住民が広く利用する公の施設としての性格を十分に認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくり及び施設の利用促進を目指すこと。

植物園ほか1施設の施設設備について、定期に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

イ 基本的事項

(ア) 植物園ほか1施設の開設期間は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めること。

(イ) 植物園ほか1施設の休館日は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て決定すること。

(ウ) 植物園ほか1施設の利用の制限について、各条例の規定に基づき、以下のいずれかに該当する者に対して、施設からの退去を命ずることができること。

① 施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者

② 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者

③ 上記のほか、施設の管理上支障があると認められる者として管理規則に定める者

(エ) 個人情報の保護について、指定管理者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項で準用する第1項の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならない。

(オ) 情報公開について、指定管理者は、伯耆町情報公開条例（平成17年伯耆町条例第8号）第23条の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う指定管理業務の内容の詳細については、伯耆町別所川溪流植物園指定管理業務仕様書及び伯耆町交流の森指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う指定管理業務を一括して第3者に委託することはできないこと。ただし、指定管理業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の業者に委託することができる。

ウ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、そ

の提案内容に応じ、町が施設の改修を行うことがある。

3. 町と指定管理者との責任分担

町と指定管理者との責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に○印がついた者が負うものとする。なお、その詳細については、町と指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		町	指定管理者
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白な瑕疵があるもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵があるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白な瑕疵があるもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵があるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る軽微な修繕（原則３万円未満のもの）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る大規模な修繕（原則３万円以上のもの）	○	
備品の購入	施設の管理の観点から、町が指定管理者に貸与する備品及び町が必要と認める備品	○	
	その他の備品		○
火災保険の加入		○	
指定管理業務に要する経費（上記のうち町が責任分担とされたものを除く。）			○

※ 「協議事項」は、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第１次責任は、指定管理者が有するものとする。

※ 「修繕」とは、施設等の劣化部分若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいい、「大規模修繕」とは、資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。

※ 「備品」とは、性質、形状を変えることなく長期にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が３万円以上の物品をいう。

4. 指定管理業務に要する経費（指定管理料）

町は、管理業務の処理に必要な経費から、施設の利用料金の収入見込額を減じた額を指定管理業務に要する経費（以下「指定管理料」という。）として指定管理者に支払う。

指定管理料の基準額は、年額 3, 6 4 0 千円とし、令和 9 年度から令和 1 1 年度までの総額は、1 0, 9 2 0 千円を上限とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

指定管理料は、毎会計年度ごとに支払い、その支払い時期、支払方法については、別途年度別協定において定めることとする。

5. 指定の期間

指定管理者の指定期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

6. 応募資格等

(1) 応募資格

植物園ほか 1 施設の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

ア 西伯郡伯耆町内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、本町から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 本町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

オ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

キ 国、都道府県及び市町村の租税公課に滞納がないこと。

(2) 複数の法人等による応募

植物園ほか 1 施設のサービス向上又は指定管理業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合において、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における指定管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。

ウ 単独に応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができない。

エ 同時に複数のグループの構成団体となることはできない。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。

カ 別紙提出書類一覧表のエからコまでについては、構成団体ごとに提出すること。

7. 募集及び選定の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、必要に応じて変更をする場合がある。また、応募した法人等には、その旨を通知する。

- ・応募要項の配布 令和8年10月1日(木)から
- ・質問事項の受付 随時(募集期間内)
- ・現地説明会 令和8年10月14日(水)
- ・募集の受付 令和8年10月30日(金)まで
- ・選定委員会
(面接審査) 令和8年11月中旬
(時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
- ・選定結果の通知 令和8年11月下旬
- ・指定管理者の指定 令和8年12月中旬(町議会の議決を経て行う。)
- ・協定の締結 令和9年3月末

8. 現地説明会の開催

- (1) 日 時 令和8年10月14日(水) 10時00分から
- (2) 場 所 鳥取県西伯郡伯耆町小林518番地1 別所川溪流植物園
鳥取県西伯郡伯耆町丸山1803番地232 交流の森
- (3) 申込方法 法人等の名称、代表者名及び参加希望者(各法人等1名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和8年10月7日(水)までに、要項の最終ページに掲げる現地説明会申込み先へ申し込むこと。

9. 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 随時(募集期間内)
- (2) 受付方法 質問票(別紙)に記入の上、問合せ先へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページにも随時掲載する。

10. 応募の手続き

- (1) 応募書類の受付期間及び時間

令和8年10月30日(金)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

- (2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵送とすること。ただし、郵送の場合は、受付期間の最終日の午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、要項の最終ページに掲げる問合せ先及び応募書類の提出先とする。

(3) 応募書類

応募書類及びその説明は、別紙提出書類一覧表を参照し、提出すること。応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。

(4) 応募書類の提出部数

正本 1 部及び副本 1 部（副本は、複写可とする。）

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、町は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができる。

イ 応募書類その他提出された書類は、返却しない。

ウ 応募書類その他提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することができる。ただし、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とする。

エ 応募のあった法人等の名称等は、公表する。

オ 提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。

カ (3) の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。

キ 伯耆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年伯耆町条例第 169 号。以下「指定手続条例」という。）、溪流植物園条例、交流の森条例その他関係法令を承知の上で応募すること。

11. 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、面接審査にて選定基準に基づいて総合的に評価して、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う（審査項目の詳細は別表に記載）。

- ・町民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること
- ・管理業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ・管理業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること
- ・収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- ・その他町長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

別表（審査項目及び評価点）

審査項目	該当する 選定基準 (条例 第4条 各号)	評価項目	評価 段階	基準 配点	独自性 が 図れる 施設	独自性 が 図り難 い 施設	公園 施設
1	第1号 町民の平 等な利用 の確保及 びサービ スの向上 が図られ ること	・申請団体の経営理念や管理計画が、住民の平等な利用を確保しているか。 ・利用者の声や意見が管理運営に反映される実現性の高い具体的取組があり、効果が期待できるか。 ・サービスを向上させるための実現性の高い具体的な取組があり、効果が期待できるか。 ・情報公開や個人情報保護等への取組みが適切であり、透明性が確保されているか。	大いに期待できる	20点	20点	15点	15点
			期待できる	15点	15点	10点	10点
			標準的	10点	10点	7点	7点
			期待は薄い	5点	5点	4点	4点
			期待できない	0点	0点	0点	0点
2	第2号 管理業務 計画書の 内容が、 施設の効 用を最大 限に発揮 するもの であるこ と	・施設の設置目的と計画に適合性があり、安定的かつ質の高いサービスが提供できるものであること。 ・利用者の安定的な確保を図るための効果が見込める実現性の高い具体的な取組みがあるか。 ・維持、安全性の確保、その他管理に必要な項目で効率的かつ効果的な運営のための実現性の高い具体的取組があり、効果が期待できるか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が適切であり、利用者とのトラブル対応も含めた対応マニュアル等が整備されているか。	大いに期待できる	20点	25点	15点	20点
			期待できる	15点	20点	10点	15点
			標準的	10点	13点	7点	10点
			期待は薄い	5点	7点	4点	5点
			期待できない	0点	0点	0点	0点

審査項目	該当する 選定基準 (条例 第4条 各号)	評価項目	評価 段階	基準 配点	独自性 が 図れる 施設	独自性 が 図り難 い 施設	公園 施設
3	第3号 管理業務 計画書に 沿った管 理を安定 して行う 人員、資 産その他 の経営の 規模及び 能力を有 して お り、又は 確保でき る見込み があるこ と	・施設の設置目的を理解し、公の施設の指定 管理者としての使命感、意欲・熱意はある か。 ・管理者の能力、職員の能力、職員構成、職 員研修方策、経験等人的な体制が整備さ れているか。 ・類似する施設や事業の経営に関与した経 験や実績があるか。 ・伯耆町民の雇用の確保に対する配慮があ り、地域の雇用創出に貢献する具体的な 計画があるか。	大いに 期待 できる	20 点	25 点	25 点	25 点
			期待 できる	15 点	20 点	20 点	20 点
			標準的	10 点	13 点	13 点	13 点
			期待は 薄い	5 点	7 点	7 点	7 点
			期待 できな い	0 点	0 点	0 点	0 点
4	第4号 収支計画 書の内容が、施設 の管理経 費の縮減 が図られ るもので あること	・収支計画は過大・過小な部分はなく適正に 積算されているか ・経費の効率化等に対し、実現性の高い取組 みがされていること（計画の具体性・実現 性・適正な積算等を考慮のうえ評価して ください）	大いに 期待 できる	20 点	20 点	25 点	25 点
			期待 できる	15 点	15 点	20 点	20 点
			標準的	10 点	10 点	13 点	13 点
			期待は 薄い	5 点	5 点	7 点	7 点
			期待 できな い	0 点	0 点	0 点	0 点
5	第5号 その他町 長等が施 設の性質 又は目的 に応じて 別に定め る基準	・当該施設の性質・目的に応じた、具体的取 り組みが記載されているか（成果指標や 目標値が設定されている場合は、より高 く評価する）。 ・当該施設の性質・目的を理解し、施設の利 用者や地域の課題に対応した、独自の創 意工夫のある取り組みが記載されている か。	大いに 期待 できる	20 点	10 点	20 点	15 点
			期待 できる	15 点	7 点	15 点	10 点
			標準的	10 点	5 点	10 点	7 点
			期待は 薄い	5 点	2 点	5 点	4 点
			期待 できな い	0 点	0 点	0 点	0 点
総得点				100 点満点			

(3) 面接審査

令和8年11月中旬に開催予定の選定委員会において、提出された書類によりプレゼンテーションを行う。面接審査の日時、場所、実施方法等は別途通知する。

(4) 指定管理者候補の決定

指定管理者候補の選定は、次の手順により行うものとする。

ア 最有力候補者の選定

最有力候補者は、次の順序で選定する。

(ア) 別表を基に、各委員が審査及び評価する。

(イ) 審査項目1～5について、出席委員の採点の平均を算出し、それを基に審査項目の評価点を決める。

(ウ) 評価点合計が最も高い申請者を最有力候補とする。ただし、以下の不選定要件に該当する者は、最も高い評価点であっても選定しない。

(エ) (ウ)で複数の申請者が同一の評価点となった場合は、委員長が決定する。

イ 指定管理者候補の決定等

前項で選定した最有力候補者を指定管理者候補とすることについて、伯耆町公の施設に係る指定管理者選定委員会規則（平成18年伯耆町規則第3号）第5条第3項の規定に基づき、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数となった場合は、委員長が決定する。また、結果については、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに公表する。

ウ 審査における不選定要件

(ア) 別表の審査項目1～5において、評価点が「期待できない」となる項目が1つでもあった場合。

(イ) 別表1の審査項目1～5において、評価点が「期待は薄い」となる項目が3つ以上あった場合。

(5) 選定対象の除外

次のいずれかに該当する法人等は、候補者の選定の対象から除外する。前記により、決定を受けた候補者が、その決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、その決定を取り消すことがある。

ア 複数の事業計画書を提出したとき

イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき

カ その他不正な行為があったとき

12. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、候補者を指定管理者とする旨の議案を令和8年12月伯耆町議会に上程し、その議決を得て行うものとする。

(2) 協定の締結

町と指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目事項等について、協議の上令和9年3月末までに協定を締結するものとする。

(3) 留意事項

ア 指定管理者の指定の議決を受けた者が正当な理由なく、協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

イ 指定管理者の指定の議決を受けた者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- ・ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- ・ 著しく社会的信用を損なうことなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ 指定管理者は、施設の管理運営業務を実施するにあたって必要な職員を新規雇用する場合は、町内在住者の雇用拡大につながるよう配慮すること。

13. 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、3か月分の維持管理業務報告をまとめ、その報告書を7月、10月、1月、4月の各月15日までに町に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第12条に規定する事業報告書を毎年度終了後30日以内に町へ提出すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年11月末までに翌年度の事業計画書を町に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

町は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

14. 事業の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、町は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることがある。この場合、指定管理者が町の指定する期間内に改善するこ

とができなかった場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、町は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

また、指定管理者がグループの場合において、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合で、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合は、町は、当該管理の継続を認めるものとし、当該管理が困難と認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- (3) 上記(1)(2)の理由により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、町と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

15. 添付資料

- (1) 伯耆町別所川溪流植物園条例
- (2) 伯耆町交流の森条例

16. その他

- (1) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴き取り調査を行う。その際、詳細は、後日応募した法人等に連絡する。

- (2) 問合せ先及び応募書類の提出先、現地説明会の申し込み先

伯耆町役場本庁舎 産業課 商工観光室

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

電話 0859-68-4211 FAX 0859-68-3866

メールアドレス cis@houki-town.jp

【別紙】

提 出 書 類 一 覧

書 類 名	説 明
ア 指定管理者指定申請書	・様式1による。 ・グループによる申請の場合は、別様によりグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
イ 事業計画書	・様式2による。
ウ 収支計画書	・様式3による。
エ 定款若しくは法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	・法人以外の団体にあっては、これらに準ずる書類
オ 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他財務の状況を明らかにすることができる書類	・昨年度の財務状況を明らかにできる書類。今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況が確認できる書類。
カ 申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他業務の内容を明らかにすることができる書類	・昨年度の事業内容を明らかにできる書類。今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容が確認できる書類。
キ 申請法人等の概要を記載した書類	・申請法人等の役員名簿 (住所、氏名(フリガナ付)、生年月日を記載すること) ・組織及び運営に関する事項を記載した書類 (本社・事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、主たる事業の実績等)
ク 租税公課に滞納がないことを証明する書類(法人税、消費税、都道府県税、市町村税)	・法人にあつては、法人税、消費税、県事業所税の納税証明書 ・団体にあっては、役員の町税全般の納税証明書
ケ 管理運営業務に必要な職員の配置計画書	・職員の配置計画には、既管理団体の職員を雇用する意向があればその旨を記載すること。 ・様式4による
コ 上記提出書類のうち、該当のないものについての理由書	・上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出

※その他、指定申請に関する宣誓書(様式5による。)

1. 別所川溪流植物園の概要

1) 設備の概要

住 所：伯耆町小林518番地1ほか

面 積：31,000㎡（うち芝張約8,000㎡）

植物園：約400種類、42,000本以上の景観植物を植栽している。（宿根草、花木、樹木、グランドカバー類）

管理棟：（研修室、便所、倉庫）…管理するための芝刈り機、散水するためのポンプ等を保管するために設置。トイレは、浄化槽になっている。

砂防堰堤公園：ヤマザクラ（中木）、クリ（高木）、ドウダンツツジ（低木）など植栽している。

駐車場：①展望駐車場 約600㎡ 約15台

②植物園入口駐車場 約270㎡ 約7台

③親水階段上駐車場 約140㎡ 約5台

④ふれあいガーデン上駐車場 約 1,300㎡ 約30台

2) 施設の利用状況について

- ・休日は家族連れを中心に来場者がある。
- ・夏季期間は子供達の川遊びの場となる。

2. 交流の森の概要

1) 施設の概要

住 所：伯耆町丸山 1 8 0 3 番地 2 3 2 ほか

面 積：1 6, 2 8 6 m²

管理用通路：(W=3. 0 m) 2 9 9 m、園路 (W=1. 5 m) 2 3 3 m

設 備：遊具 1 式、案内看板 1 箇所、指導道標 7 箇所、木製ベンチ 1 3 脚、
張り芝 1, 9 8 2 m²

2. 施設の利用状況について

近くに大山ガーデンプレイスがあり、観光客等が頻繁に訪れる。